令和5年度

川西市健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

川西市監査委員

川西市長 越 田 謙治郎 様

川西市監査委員 石田 有司

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 中 井 成 郷

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条 第1項の規定により審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断 比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類 について審査した結果、別紙のとおりその意見を提出します。

目 次

第 1		審査の基準	1
第 2	2	審査の種類	1
第 3	3	審査の対象	1
第 4	ļ	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5	5	審査の実施場所及び日程	1
第 6	6	審査の結果	1
I		健全化判断比率及び資金不足比率の概要	3
	1	健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要	3
	2	健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計	4
	3	財政規模(健全化判断比率の分母)	5
I	[健全化判断比率の状況	6
	1	実質赤字比率	6
	2	連結実質赤字比率 ······	7
	3	実質公債費比率 (3か年平均)	9
	4	将来負担比率	12
II	I	資金不足比率の状況	15
	1	資金不足比率(公営企業ごとに算定)	15
参	考	資料	
			47
		阪袖7市における比率の推移について	17

表示の方法

- 1 文中の金額は原則として万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。
- 2 表中の金額は原則として千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。したがって、合計と内訳の計、差引が一致しない場合がある。
- 3 各比率の計数は表示単位未満を四捨五入した。したがって、合計と内訳の計、差引が一致しない場合がある。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率については国の算定基準に基づき表示単位未 満を切り捨てている。

4 文中で用いるポイントは、パーセント又は指数の差引数値である。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の基準

川西市監査基準に準拠して実施した。

第2 審査の種類

健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び 第22条第1項)

第3 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載 した書類の審査に当たっては、各財政指標が法令等に規定する方法に基づいて適正に算 定されているか、また、財政指標の算定基礎となる書類等が適正に作成されているかど うかを主眼として、関係諸帳簿及び証ひょう書類の抽出照査、関係職員からの説明の聴 取等を行った。

第5 審査の実施場所及び日程

場所:監査委員室、監査委員事務局及び監査対象部局日程:令和6年7月12日から同年8月27日まで

第6 審査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された次 頁の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類 は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定はおおむね適正であるものと 認めた。

健全化判断比率 資金不足比率 年度比較表

(単位:%·P)

	比率の名称		3年度 ※3		4年度(b)	5年度(a)	増減	早期健全化基準	財政五生其進
			公表分	補正分	1 + 12 (5)	0 + 1 <u>0</u> (u)	(a)-(b)	1 WILL IOE	MAIITET
仮	建全化判断比率								
	実質赤字比率	※ 1	_	_	_	_		※ 2 11.67	20.00
	連結実質赤字比率	※ 1	_	_	_	_	_	※ 2 16.67	30.00
	実質公債費比率		8.3	8.4	7.8	7.9	0.1	25.0	35.0
	将来負担比率		91.2	89.2	91.6	73.4	△ 18.2	350.0	
資	金不足比率 ※1							経営健全化基準	
	水道事業会計		_	_	_	_	_		
	下水道事業会計		_	_	_	_	_	20.0	
	病院事業会計		3.5	3.5	_	_	_		

- ※1 比率が算定されない場合は、「一」で表示している。
- ※2 財政規模に応じて毎年度算定が必要なため、5年度の基準を記載している。
- ※3 健全化判断比率について、財政課が4年度算定時において算定方法を一部変更している。それに伴い3年度の数値についても同様の算定方法 を用い、監査委員において補正した数値(補正分)を記載しているため、3年度の公表数値(公表分)とは異なっている。

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率では、実質赤字額は生じていない。
- (2) 実質公債費比率は7.9%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。
- (3) 将来負担比率は73.4%で、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

2 資金不足比率

水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計では、資金不足額は生じていない。

I 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率(同法第2条:実質 赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率(同 法第22条)の算定概要は、次表のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

比率の名称	比率の計算式	早期健全化基準財政再生基準		
健全化判断比率		財政舟王奉华		
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額			
关 貝 亦 于	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	20%		
連結実質赤字比率	連結実質赤字額	財政規模に応じ 16.25~20% (5年度当市16.67%)		
连和关 員 亦于比平	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	30%		
実質公債費比率	(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)	25%		
(3か年平均)	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) -(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	35%		
将来負担比率	将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)	350%		
付米貝担 比率	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) -(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	_		
資金不足比率	資金の不足額	(経営健全化基準) 20%		
(各企業ごとに算定)	事業規模	_		

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準あるいは財政再生基準以上の場合には、財政健全化計画あるいは財政再生計画を定めなければならない(将来負担比率のみ財政再生基準は設けられていない)。

また、地方公共団体が経営する公営企業についても、各公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

2 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

当市における健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、次表のとおりである。

健全化判断比率等の対象会計

法全	令等の区分	当市の該当会	計					
般	一般会計	一 般 会	計	実質赤	$\overline{\ }$	\bigwedge	\bigwedge	
	一般会計等に属 ける特別会計	用 地 先 行 取 得 特 別 会	事 業 計	字比率				
	一般会計等以外	国 民 健 康 保 険 特 別 会	事 業計					
事った	つ特別会計のう 5、公営企業に係 5特別会計以外の	後期高齢者医療 特別会	事業計		連結			
計	寺別会計	介 護 保 険 ¹ 特 別 会	事業計		実質	実		
公営		水 道 事 業 き	会 計		赤字比	質公債		資金
1 企業会	法適用企業	下 水 道 事 業	会 計	_	率	費比		並 不 足 比
云 計 		病院事業	会 計			率 	将来	率
		猪 名 川 上 流ごみ 処 理 施 設					負担比	
	部事務組合	丹 波 少 年 自 然 事 務 組	の家合				率	資金不足比率は各企業 ごとに算定
	広域連合	兵庫県後期高 医療広域;	齢 者		_			
			職員組合					
		川西市土地開発	:公 社				+	
		ー 般 財 団 iii 川 西 市 まちづくり	去 人					
I	地方公社三セクター等	公益財団法人阪神						
	*	川西都市開発株式		-		_		
		社会福祉 家阪神福祉事					\bigvee	

※ 団体名は、令和6年3月末現在の名称で記載している。

3 財政規模 (健全化判断比率の分母)

健全化判断比率では、各地方公共団体の財政規模を比較する数値として標準財政規模 〔地方財政法第5条の3第4項第1号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で 定めるところにより算定した額(臨時財政対策債発行可能額を含む)〕が採用されてお り、各比率の分母(実質公債費比率及び将来負担比率は、この額からそれぞれ元利償還 金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額)となっている。

標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)の年度別推移は、次表のとおりである。

標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)の年度別推移

(単位:千円、%)

	区	分	3年度	4年度(b)	5年度(a)	増減(a)−(b)	増減率
(1) 標	準財政規模	Ę	30,643,127	31,919,730	32,779,066	859,336	2.7
	標準税収	入額等	21,655,240	22,280,219	22,731,453	451,234	2.0
	普通交付	棁	8,987,887	9,639,511	10,047,613	408,102	4.2
(2) 臨	時財政対策	传 養行可能額	2,637,601	745,774	337,627	△ 408,147	△ 54.7
	合	計	33,280,728	32,665,504	33,116,693	451,189	1.4

当年度の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)は331億1,669万円で、前年度に比べ4億5,118万円(1.4%)増加している。

これは、臨時財政対策債発行可能額で4億814万円減少したものの、標準税収入額等で4億5,123万円、普通交付税で4億810万円それぞれ増加したためである。

(1) 標準財政規模

標準財政規模は、その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標である。地方公共団体の財政規模を比較するに当たっては、国庫補助金や地方債等の特定財源が含まれており単純に比較することが難しいため、これらの特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当であるとして地方公共団体の財政の健全化に関する法律において採用されている。

(2) 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも 充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じ て標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能 額が算定される。地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行 に振り替えられているもので、その元利償還金について後年度に交付税措置されるとさ れている。

Ⅱ 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率の概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)に対する比率であり、令和5年度当市の場合、早期健全化基準は11.67%、財政再生基準は20%である。なお、当市における一般会計等の対象会計は、一般会計、用地先行取得事業特別会計である。

【計算式】

一般会計等の実質赤字額

実質赤字比率 =

標準財政規模

(臨時財政対策債発行可能額を含む)

※ 実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額)

(2) 実質赤字比率の状況

実質赤字比率の年度別推移は、次表のとおりである。

実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区分		3年度	4年度(b)	5年度(a)	増 減(a)-(b)	増減率
一般会計等の実質収支額 (△実質赤字額)	(A)	1,359,579	531,592	315,097	△ 216,496	△ 40.7
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	(B)	33,280,728	32,665,504	33,116,693	451,189	1.4
実質赤字比率 (A)/(B)		_	_	_		
参考(黒字比率)(※1)		(4.08%)	(1.62%)	(0.95%)	(Δ 0.67ポイント)	

※1 実質赤字額がない場合、実質赤字比率は「一」で表示している。

当年度の一般会計等では実質赤字額が生じておらず、比率は算定されていない。

実質収支額は3億1,509万円の黒字であり、前年度に比べ2億1,649万円(40.7%)減少している。なお、黒字比率としては0.95%となり、前年度に比べ0.67ポイント低下している。

5年度決算における各会計別の実質収支額の状況は、次表のとおりである。

一般会計等の実質収支額の状況(令和5年度決算)

(単位:千円)

								<u> </u>
	숲 計		歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源(d) ※1	実質収支額 (c)-(d)	
_	般	会	計	61,085,883	60,645,472	440,411	39,445	400,966
用地差	上行取得	事業特別	別会計	854,350	940,045	△ 85,695	174	△ 85,869
	合	計		61,940,233	61,585,517	354,716	39,619	315,097

[※] 会計間の重複額を控除した純計額で表示している。

※ 1 翌年度へ繰り越すべき財源 = ①継続費+②繰越明許費+③事故繰越額+④事業繰越額+⑤支払繰延額

- ①~⑤に係る未収入特定財源

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率の概要

連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率であり、当比率は、地方公共団体が設けている各会計を網羅するフロー指標である。令和5年度当市の場合、早期健全化基準は16.67%(各団体の財政規模に応じて毎年度算定)、財政再生基準30%である。当市における対象会計は、一般会計、特別会計(4会計)及び公営企業会計(3会計)である。

なお、公営企業会計では、一般会計等でいう実質赤字の類似概念として資金不足額を 採用しており、この資金不足額は、地方公営企業法適用企業の場合、基本的に流動負債 の額が流動資産の額を超える場合において、その超える額と定義される。

【計算式】

連結実質赤字比率 =

連結実質赤字額

標準財政規模

(臨時財政対策債発行可能額を含む)

(2) 連結実質赤字比率の状況

全会計の実質赤字額(資金不足額)を合計した連結実質赤字比率の年度別推移は、次表のとおりである。

連結実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円:%)

	区 分		3年度	4年度(b)	5年度(a)	増減(a)−(b)	増減率
-	般会計等(実質収支額) ((A)	1,359,579	531,592	315,097	△ 216,495	△ 40.7
	一般会計		1,359,579	531,592	315,097	\triangle 216,495	\triangle 40.7
	用地先行取得事業特別会計		0	0	0	0	_
7		業 B)	504,460	428,481	273,123	△ 155,358	△ 36.3
	国民健康保険事業特別会計		90,455	165,228	92,877	△ 72,351	△ 43.8
	後期高齢者医療事業特別会計		99,150	97,563	104,058	6,495	6.7
	介護保険事業特別会計		314,855	165,690	76,188	△ 89,502	△ 54.0
1	公営企業会計(資金剰余額·△資金不足額) ((C)	7,453,496	9,299,318	7,564,484	△ 1,734,834	△ 18.7
	法適用 水道事業会計		5,146,280	5,139,274	4,938,170	\triangle 201,104	△ 3.9
	" 下水道事業会計		2,435,123	2,474,992	2,540,100	65,108	2.6
	" 病院事業会計		△ 127,907	1,685,052	86,214	△ 1,598,838	△ 94.9
	合 計 (A)+(B)+(C)=(D)	9,317,535	10,259,391	8,152,704	△ 2,106,687	△ 20.5
標	準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) ((E)	33,280,728	32,665,504	33,116,693	451,189	1.4
	連結実質赤字比率 (D)/(E) 参考(黒字比率)(※)		— (27.99%)	— (31.40%)	— (24.61%)	(ム 6.79ポイント)	

[※] 連結実質赤字額がない場合、連結実質赤字比率は「一」で表示している。

[※] この表中の金額は、財政課が作成した健全化判断比率の算定基礎資料を転記している。

当年度の当市全会計における実質収支額及び資金剰余額(又は資金不足額)の合計額は、81億5,270万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。連結実質黒字額は、前年度に比べ21億668万円(20.5%)減少しているが、これは主に、一般会計で2億1,649万円、公営企業会計の水道事業で2億110万円、病院事業で15億9,883万円それぞれ減少(公営企業会計における資金剰余額・資金不足額の詳細は、15頁「資金不足比率」参照)したためである。この結果、黒字比率としては24.61%となり、前年度に比べ6.79ポイント低下している。

なお、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の特別会計については、制度的に翌年度に精算行為が行われるが、実質収支額はそれらの精算行為を加味せず、あくまでも当該年度末における収支の状況を算定しているものである。

実質赤字比率で算定した一般会計、用地先行取得事業特別会計以外の5年度決算における各特別会計別の実質収支額は、次表のとおりである。

特別会計(一般会計等以外)の実質収支額(令和5年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額	歳出総額	差引額	翌年度へ繰り 越すべき財源	実質収支額
A #1	(a)	(b)	(c)=(a)-(b)	(d)	(c)-(d)
国民健康保険事業	14,580,110	14,487,233	92,877	0	92,877
後期高齢者医療事業	3,670,717	3,566,659	104,058	0	104,058
介護保険事業	15,714,003	15,637,815	76,188	0	76,188
슴 計	33,964,830	33,691,707	273,123	0	273,123

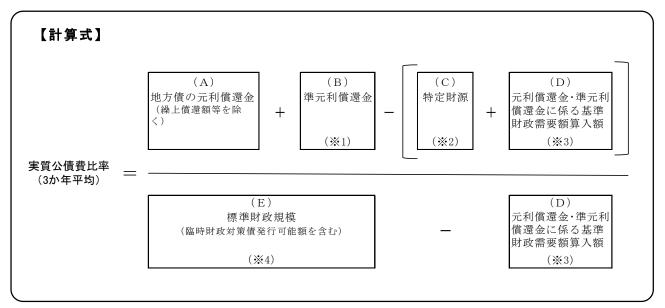
[※] この表中の金額は、財政課が作成した健全化判断比率の算定基礎資料を転記している。

3 実質公債費比率(3か年平均)

(1) 実質公債費比率の概要

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。

また、当比率は、地方財政法上、地方債協議・許可制度において許可を要する団体への 移行基準として用いられており、18%以上になると地方債許可団体に移行することとなる。



※ 1 (B) 準元利償還金 [ア〜オまでの合計額]

- ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額及び減債基金積立不足額を考慮して算定した額
- イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に 充てたと認められるもの
- ウ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充 てたと認められるもの
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- オ 一時借入金の利子
- ※ 2 (C) 特定財源

国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税(令和3年度は算定に当たり、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金のうち、都市計画税分が算入されている)、その他

※ 3 (D) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費、災害復旧費等に係る基準財政需要額、 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金

※ 4 (E) 標準財政規模 5ページ参照

(2) 実質公債費比率の状況

実質公債費比率(3か年平均)の年度別推移は、次表のとおりである。

実質公債費比率の年度別推移

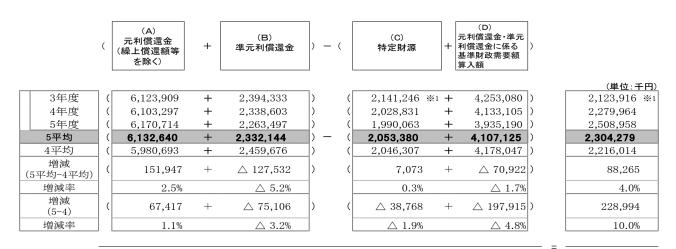
(単位:%·P)

29,027,648 28,532,399 29,181,503 28,913,850 28,415,526 498,324 1.8% 649,104 2.3%

比率	3年月	隻※	4年度(b)	5年度(a)	単減 (a)-(b)
	公表分	補正分			
実質公債費比率 (3か年平均)	8.3	8.4	7.8	7.9	0.1

[※] 財政課が4年度算定時において算定方法を一部変更している。それに伴い3年度の数値についても同様の算定方法を用い、 監査委員において補正した数値(補正分)を記載しているため、3年度の公表数値(公表分)とは異なっている。

【5年度決算の状況(3年度~5年度までの3か年平均)】



	(E) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	_	(D) 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	
3年度	33,280,728]	4,253,080	
4年度	32,665,504		4,133,105	
5年度	33,116,693		3,935,190	
5平均	33,020,975	_	4,107,125	
4平均	32,593,573		4,178,047	
増減 (5平均-4平均)	427,402		△ 70,922	
増減率	1.3%		△ 1.7%	
増減 (5-4)	451,189		△ 197,915	
増減率	1.4%		△ 4.8%	

		実質公債費 比率 (3か年平均)	7.9%
Г	3年度	7.31687 **2	1
	4年度	7.99079	
	5年度	8.59777	
	5平均	7.9 %	
	4平均	7.8 %	
	増減 (5平均-4平均)	0.1 P	
	増減 (5-4)	0.6 P	
*	1 財政課が4年	度算定時に、3年度の(C)の-	一部を補正している。
	o 227 ter etc 11 -te	District and as a fee of the depole in	And the state of t

単年度比率: 財政課が4年度算定時に、3年度を補正している。

当年度の実質公債費比率 (3 か年平均) は7.9% (早期健全化基準25%) で、前年度 算定に比べ0.1ポイント上昇 (悪化)している。これは主に、令和4年度3か年平均で は、5年度単年度比率 (8.5%) (小数点第2位以下切捨て)より低かった2年度単年度 比率 (8.1%)が含まれていたが、5年度3か年平均では、2年度単年度比率が算定から 除外されたため、前年度算定に比べ、悪化したためである。

単年度比率は8.5%で、前年度に比べ0.6ポイント上昇(悪化)している理由は、主に、分母において、標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)が4億5,118万円(1.4%)増加したこと等により、分母全体の額が6億4,910万円(2.3%)増加したが、分子において、元利償還金及び準元利償還金から差引く元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が1億9,791万円(4.8%)減少したことに加え、元利償還金が6,741万円(1.1%)増加したことにより、分子全体の実質的な公債費の額が2億2,899万円(10.0%)増加したためである。分子全体の実質的な公債費の額の増加要因は、主に、病院事業会計に係る増加額1億4,701万円である。

なお、5年度3か年平均が上昇(悪化)した理由は、主に、分母において、標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)が4億2,740万円(1.3%)増加したこと等により、控除額を差し引いた分母全体の額が4億9,832万円(1.8%)増加したが、分子において、元利償還金で1億5,194万円(2.5%)増加したことに加え、控除額となる元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額で7,092万円(1.7%)減少したことにより、分子全体の実質的な公債費の額が8,826万円(4.0%)増加したためである。

当比率 (3 か年平均) については、市新時代創造プラン (※) において、13 年度に 7.1%まで低下するとしているが、阪神間各市と比較しても高い水準で推移していることから今後もその動きについて十分注視する必要がある。

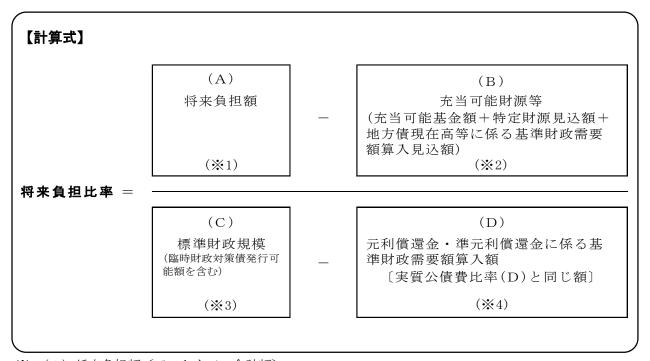
※ このプランは、総合計画を着実に推進するため、6年度~13年度の財政収支を見通 し、事業見直しによる財源確保を図るとともに、限られた資源を有効活用した行政サ ービスの質向上を目的として5年度に作成している。また、財政健全化条例に規定す る財政運営計画を含むものとしている。

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率の概要

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する 比率であり、早期健全化基準は350%である。

赤字比率・実質公債費比率は、フローベースの財政負担を表す指標であるが、当比率は残高(ストック)ベースでの財政負担を表す指標である。



- ※1(A)将来負担額 [ア~キまでの合計額]
 - ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
 - イ 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
 - エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
 - オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
 - カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
 - キ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額
- ※2 (B) 充当可能財源等 [ア〜ウまでの合計額]
 - ア 地方債の償還額等に充当可能な基金
 - イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 [地方債を財源とする貸付金の償還金、公営住宅の賃貸料等、都市計画税の収入額(算定に用いた令和3年度の都市計画税の収入額には、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金のうち、都市計画税分が算入されている)等]
 - ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額
- ※3 (C)標準財政規模

5ページ参照

※4 (D) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 9~10 ページ参照

(2) 将来負担比率の状況

将来負担比率の年度別推移は、次表のとおりである。

将来負担比率の年度別推移

(単位:%•P)

	3年月	变※			
比 率	公表分	補正分	4年度(b)	5年度(a)	増減(a)-(b)
将来負担比率	91.2	89.2	91.6	73.4	Δ18.2

[※] 財政課が4年度算定時において算定方法を一部変更している。それに伴い3年度の数値についても同様の算定方法を用い、監査委員において補正した数値(補正分)を記載しているため、3年度の公表数値(公表分)とは異なっている。

【令和5年度決算の状況】

(単位:千円) (A) - (B)将来負担額 (A) 充当可能財源等(B) 100.856.142 21.421.992 79.434.150 将来負担比率 73.4 % 標準財政規模 (C) (臨時財政対策債発行可能額を含む) (5ページ参照) 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D) (9~10ページ参照) (C) - (D)3,935,190 33,116,693 29,181,503

【(A)将来負担額】 (単位:千円)

年度	地方債の現在高	債務負担行為に基づく 支出予定額	公営企業債等繰入 見込額	組合負担等 見込額	退職手当負担 見込額	設立法人の負債 額等負担見込額	将来負担額 合 計(A)
3年度	72,982,529	11,779,771	13,042,485	506,435	7,346,637	107,031	105,764,888
4年度	72,019,968	11,530,579	15,924,696	128,861	7,074,380	65,017	106,743,501
5年度	68,663,646	10,513,989	14,775,106	0	6,843,034	60,367	100,856,142
增減※2	△ 3,356,322	△ 1,016,590	△ 1,149,590	△ 128,861	△ 231,346	△ 4,650	△ 5,887,359
増減率※2	△4.7%	△8.8%	△7.2%	皆減	△3.3%	△7.2%	△5.5%

【(B)充当可能財源等】

年度	充当可能基金			基準財政需要 額算入見込額	充当可能財源等 合 計 (B)
3年度	9,787,679	15,934,479 💥1	13,188,947 ※1	54,144,602	79,866,760 💥1
4年度	10,032,918	16,086,566	13,268,381	54,470,371	80,589,855
5年度	11,622,024	16,184,085	13,341,385	51,628,041	79,434,150
増減※2	1,589,106	97,519	73,004	△ 2,842,330	△ 1,155,705
増減率※2	15.8%	0.6%	0.6%	△5.2%	△1.4%

【 (A)将来負担額 - (B)充当可能財源等 】

年度	将来負担額 合計(A)	充当可能財源等 合計(B)	差 引 (A)-(B)					
3年度	105,764,888	79,866,760 ※1	25,898,128 ※1					
4年度	106,743,501	80,589,855	26,153,646					
5年度	100,856,142	79,434,150	21,421,992					
增減※2	△ 5,887,359	△ 1,155,705	△ 4,731,654					
増減率※2	△5.5%	△1.4%	△18.1%					

^{※1} 財政課が4年度算定時において算定方法を一部変更している。

^{※2} 増減は「5年度-4年度」、増減率は「〔(5年度-4年度)/4年度〕×100」で算出している。

当年度の将来負担比率は73.4%(早期健全化基準350%)で、前年度に比べ18.2ポイント低下(改善)している。これは、分子では、将来負担額で58億8,735万円(5.5%)、充当可能財源等で11億5,570万円(1.4%)それぞれ減少し、分子全体(将来負担額一充当可能財源等)で47億3,165万円(18.1%)減少したためであり、分母では、標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)で4億5,118万円(1.4%)増加したことにより、控除額を差し引いた分母全体の額で6億4,910万円(2.3%)増加したためである。当比率の計算式に示されている「(A)将来負担額」及び「(B)充当可能財源等」の概要は、次のとおりである。

(3) (A) 将来負担額[1,008億5,614万円]

当比率の算定における「(A) 将来負担額」は 1,008 億 5,614 万円で、前年度に比べ 58 億 8,735 万円 (5.5%) 減少している。これは主に、地方債の現在高で 33 億 5,632 万円 (4.7%)、公営企業債等繰入見込額で 11 億 4,959 万円 (7.2%)、債務負担行為に基づく支出予定額で 10 億 1,659 万円 (8.8%)、退職手当負担見込額で 2 億 3,134 万円 (3.3%) それぞれ減少し、組合負担等見込額で 1 億 2,886 万円皆減したためである。

地方債の現在高は 686 億 6,364 万円で、前年度に比べ、一般会計で 32 億 7,745 万円、 用地先行取得事業特別会計で 7,886 万円それぞれ減少している。

(4) (B) 充当可能財源等 [794 億 3, 415 万円]

「(B) 充当可能財源等」は 794 億 3,415 万円で、前年度に比べ 11 億 5,570 万円 (1.4%)減少している。これは、充当可能基金で 15 億 8,910 万円 (15.8%)、充当可能特定歳入で 9,751 万円 (0.6%) それぞれ増加したものの、基準財政需要額算入見込額で 28 億 4,233 万円 (5.2%)減少したためである。

基準財政需要額算入見込額は516億2,804万円で、主なものは、公債費371億9,827万円及び保健衛生費88億8,773万円である。

当年度の将来負担比率の分子について、将来負担額から控除すべき充当可能財源等は減少したものの、将来負担額で前年度のような中学校給食センターや、市立総合医療センター整備など、大規模建設事業に係る借入れがなく、一般会計における市債発行額が償還額を下回ったため、地方債の現在高が減少している。また、公営企業債等繰入見込額等が減少している。さらに、市まちづくり公社事業運営資金に係る損失補償等で債務負担行為に基づく支出予定額が減少したため、分子全体の額は減少(改善)している。

分母について、標準財政規模は増加し、標準財政規模から控除すべき元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が減少したことにより、分母全体の額は増加 (改善)している。

これらの要因により、将来負担比率は改善している。

Ⅲ 資金不足比率の状況

1 資金不足比率(公営企業ごとに算定)

(1) 資金不足比率の概要

資金不足比率は、各公営企業ごとに算定した資金の不足額の事業の規模に対する比率である。当比率において使用する資金の不足額は、地方公営企業法適用企業においては、 基本的に流動負債等が流動資産等を超える場合、その超える額としている。

【計算式】

資金不足比率 = 資金の不足額

事業の規模

資金の不足額 = 【 流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - PFI建設事業 費等】

+ 算入地方債の現在高

- 【 流動資産の額 - 控除財源 - 控除額 】 (- 解消可能資金不足額)

事業の規模 = 営業収益の額 + 指定管理者の利用料金収入の額 - 受託工事収益の額

[公営企業会計]

資金剰余額・資金不足額(令和5年度決算)

(単位:千円)

会 計	流動資産等 (※1)	流動負債等 (※2)	算入地方債の 現在高 (※3)	資金剰余額 (△資金不足額)	解消可能 資金不足額 (※4)	資金剰余額 (解消可能資金不足額を 加味した△資金不足額)
	(a)	(b)	(c)	(d)=(a)-(b)-(c)	(e)	(f) = (d) - (e)
水道事業	5,651,842	713,672	0	4,938,170	0	4,938,170
下水道事業	2,797,248	257,148	0	2,540,100	0	2,540,100
病院事業	212,963	126,749	0	86,214	0	86,214
合 計	8,662,053	1,097,569	0	7,564,484	0	7,564,484

事業の規模(令和5年度決算)

(単位:千円)

区分	営業収益	指定管理者 利用料金収入	受託工事収益	事業の規模
E23	(g)	(h)	(i)	(j)=(g)+(h)-(i)
水 道 事 業	2,846,186	0	0	2,846,186
下水道事業	2,293,426	0	46,854	2,246,572
病院事業	166,358	10,204,518	0	10,370,876
合 計	5,305,970	10,204,518	46,854	15,463,634

資金不足比率 ---

各公営企業会計の決算書を基に決算統計の数字を用いて算定している。

※ 1 流動資産等流動資産の額 - 控除財源 - 控除額

※ 3 算入地方債の現在高 建設改良費・準建設改良費(地方債に関する省令第12条及び附則第8条に規定するもの)以外の 経費の財源に充てるために起こした地方債の当年度決算における残高から、当該地方債のうち流

動負債として整理されているものの現在高を控除した額

※ 4 解消可能資金不足額 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合にお

いて、資金の不足額から控除する一定の額

(2) 資金不足比率の状況

公営企業会計(水道、下水道及び病院事業会計で、いずれも地方公営企業法適用企業) における資金不足比率の年度別推移は、次表のとおりである。

資金不足比率の年度別推移

(単位:千円)

区分	会計名	3年度	4年度(B)	5年度(A)	増減(A)−(B)
資金不足比率(※)	水道事業	_	_	_	_
(資金不足額/事業の規模) 経営健全化基準20.0%	下水道事業	_	_	_	_
	病院事業	3.5%	_	_	_
View A of all A store	水道事業	5,146,280	5,139,274	4,938,170	△ 201,104
資金剰余額 (△資金不足額)	下水道事業	2,435,123	2,474,992	2,540,100	65,108
(四页亚十元版/	病院事業	△ 127,907	1,685,052	86,214	△ 1,598,838
	水道事業	2,938,619	2,877,574	2,846,186	△ 31,388
事業の規模	下水道事業	2,305,028	2,269,750	2,246,572	△ 23,178
	病院事業	3,643,650	6,169,863	10,370,876	4,201,013

[※] 資金不足額を正の値として算定し、資金剰余額が生じている場合「一」で表示している。

当年度においては、水道事業で49億3,817万円、下水道事業で25億4,010万円、病院事業で8,621万円の資金剰余額が生じており、いずれの会計においても資金不足比率(事業の規模に対する資金不足額の割合)は算定されていない。

なお、病院事業会計では指定管理者制度(利用料金制)を導入しているため、事業の規模(分母)には、国が定める算定方法の特例により、指定管理者利用料金収入の額を加えることとなっている。

資金剰余額の対前年度比較を見ると、水道事業会計で2億110万円(3.9%)減、下水道事業会計で6,510万円(2.6%)増、病院事業会計で15億9,883万円(94.9%)減となっている。病院事業会計で資金剰余額が大幅に減少している主な要因は、流動資産等において、前年度末に計上された未収消費税及び地方消費税還付金17億7,073万円が皆減となったことによるものである。

いずれの会計も資金剰余額が生じている状況ではあるが、各会計においては今後も健全な経営に努め、財政基盤の強化を図ることが望まれる。

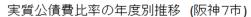
参考資料

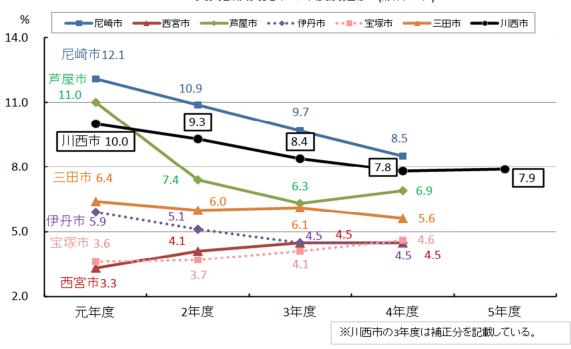
阪神7市における比率の推移について

阪神7市における実質公債費比率及び将来負担比率〔令和元~4年度(川西市のみ5年度まで)〕の推移は、次のとおりである。

※ 総務省の「地方財政状況調査資料」等により作成 阪神7市: 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市

(1) 実質公債費比率





(2) 将来負担比率

将来負担比率の年度別推移 (阪神7市)

